

生企甲達第10号
令和4年3月15日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察遊技機調査員の設置及び運用要綱の制定について

福井県警察遊技機調査員については、福井県警察遊技機調査員の設置及び運用要綱の制定について（令和3年生企乙達第2号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、押印等の見直しに伴い、別添のとおり「福井県警察遊技機調査員の設置及び運用要綱」を制定し、運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

福井県警察遊技機調査員の設置及び運用要綱

第1 目的

この要綱は、福井県警察遊技機調査員（以下「調査員」という。）の設置及び運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 設置

生活安全企画課（以下「主管課」という。）又は警察署に調査員を置く。

第3 身分

調査員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する一般職非常勤とする。

第4 任期

調査員の任期は、1会計年度とする。

第5 職務

調査員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- 1 ぱちんこ営業の許可、遊技機の変更の承認及び遊技機の認定に係る申請書の受理及び審査に関し、許可申請書、遊技機変更承認申請書及び認定申請書その他関係書類の適正な受理と許可等事務担当者又はその補助者への報告を行うこと。
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第8条に規定する遊技機の基準に関する検査（以下「実地調査」という。）及び報告書の作成に関すること。
なお、実地調査に基づく報告書は、遊技機の実地調査結果報告書（別記様式第1号）によるものとし、調査員は実地調査終了後、速やかに報告書を作成して、実地調査の実施場所を管轄する警察署長に報告するものとする。
- 3 生活安全部門における公安委員会の許可、認定、登録、届出等事務に係る申請の受理及び補助に関すること。
- 4 1から3までに掲げるもののほか、生活安全企画課長（以下「主管課長」という。）又は遊技機調査員の配置先警察署長が必要と認めること。

第6 勤務時間

調査員の勤務時間は、休憩時間を除き1週間において29時間とする。

第7 身分証明書

1 作成及び交付

主管課長は、本部長が任命した調査員の遊技機調査員身分証明書（別記様式第2号。以下「身分証明書」という。）を作成し、主管課に配置する調査員に対して交付するほか、警察署に配置する調査員に対しては、配置先の警察署長を通じて交付し、遊技機調査員身分証明書管理簿（別記様式第3号）により、交付状況を明らかにしておくものとする。

2 管理

調査員は、管理する身分証明書を汚損若しくは毀損し、又は紛失するなどの事故が生じたときは、主管課に配置する調査員については主管課長、警察署に配置する調査

員については配置先警察署長に報告し、報告を受けた配置先警察署長は主管課長に報告するものとする。

3 調査時の提示

調査員は、身分証明書の取扱いについて、身分証明書裏面に記載の取扱心得を厳格に遵守し、実地調査の際は、携帯して、関係者に提示しなければならない。

4 返納

調査員は、調査員としての身分が消滅したときは、主管課に配置する調査員については主管課長、警察署に配置する調査員については配置先警察署長を通じて主管課長に身分証明書を返納しなければならない。

主管課長は、身分証明書の返納を受けときは、遊技機調査員身分証明書管理簿により、返納状況を明らかにしておくものとする。

5 その他

身分証明書の交付及び返納に係る事務については、主管課長の専決とすることができる。

第8 調査時の交通手段

1 実施調査時の調査員の交通手段は、原則として、主管課又は配置先警察署が管理する、赤色回転灯が設置されていない警察車両を使用するものとする。ただし、調査員は、福井県警察における警察車両以外の車両の公務使用取扱要綱の制定について（平成21年警務甲達第3号）に基づく適用を受けたときは、私有車を公務に使用することができる。

2 調査員は、1の車両を運転するには、主管課に配置する調査員は主管課長、警察署に配置する調査員は配置先警察署長が、福井県警察の車両運転技能認定に関する訓令（平成29年福井県警察本部訓令第9号）により行う運転技能診断において、当該所属長から運転技能が良好と判定され、赤色回転灯が設置されていない警察車両の運転が可能であることの決定を受けなければならない。

第9 教養指導

主管課長又は配置先警察署長は、調査員の業務を効果的に推進するため、調査員に対し必要な指導教養を実施するものとする。

第10 報告

調査員は、実地調査結果等を勤務日誌（別記様式第4号）に記録し、主管課に配置する調査員は主管課長、警察署に配置する調査員は配置先警察署長に報告するものとする。

また、配置先警察署長は、翌月の5日までに、調査員が実施した前月の実地調査状況を遊技機調査実績報告書（別記様式第5号）により主管課長に報告するものとする。

第11 文書の保存

文書の保存期間は、会計年度により、次表のとおりとする。

文 書 名	保存所属	保存期間
遊技機の実地調査結果報告書（別記様式第1号）	主管課 配置先警察署	5年

遊技機調査員身分証明書管理簿（別記様式第3号）	主管課	5年
勤務日誌（別記様式第4号）	主管課 配置先警察署	1年
遊技機調査実績報告書（別記様式第5号）	主管課	1年

第12 その他

本要綱に定めのない事項等については、主管課長が別に定めるものとする。

別記様式省略